

# 入札公告

下記のとおり一般競争入札に付します。

令和5年5月24日

支出負担行為担当官  
消費者庁総務課長  
金澤 直樹

## 記

- 契約担当官等の官職及び氏名  
支出負担行為担当官  
消費者庁総務課長 金澤 直樹
- 競争入札に付する事項
  - 件名 令和5年度消費者に対する食品表示制度セミナー開催業務
  - 仕様等 入札説明書による。
  - 数量等 入札説明書による。
  - 履行場所 入札説明書による。
  - 履行期間 契約締結日から令和6年3月29日
  - 入札方法等 入札金額は総価を記入すること。  
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - 電子入札システムの利用 本件は電子調達システム（政府電子調達（GEP S））の電子入札機能利用対象案件である。なお、電子入札によりがたい者は、入札説明書に定める様式により、紙入札方式とすることができる。
- 競争入札に参加する者に必要な資格
  - 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
  - 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
  - 令和04・05・06年度内閣府所管競争参加資格審査（全省庁統一資格）において「役務の提供等」のC又はDの等級に格付けされた者であること。
  - 消費者庁における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
  - 仕様書に示された資格要件について適合すること。
  - 本公告6. 記載の適合証明書等を期限までに提出し、審査を受けること。
- 契約条項を示す場所及び入札説明書を交付する場所（調達ポータルからダウンロードも可能）  
所在地 東京都千代田区霞が関3-1-1 消費者庁総務課管理室契約係  
電話番号 03-3507-8800（内線2424）
- 入札説明会の日時及び場所  
令和5年5月30日（火）午後3時 消費者庁入札室
- 適合証明書等の提出期限及び提出場所
  - 提出期限 令和5年6月8日（木）正午まで
  - 提出場所 消費者庁総務課管理室契約係
  - 審査結果の通知 令和5年6月14日（水）までに全者に通知する。
- 入札及び開札の日時及び場所
  - 郵送による入札の締切 令和5年6月19日（月）正午
  - 入札・開札 令和5年6月19日（月）午後3時 消費者庁入札室
- 入札保証金及び契約保証金  
免除
- 入札の無効  
本公告に示した入札参加に必要な資格のない者の入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。
- 落札者の決定方法  
本公告6. の適合証明書等を提出し、審査を受けて入札参加を認められた入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- 契約書作成の要否  
契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- その他  
詳細は、入札説明書による。

# 入 札 説 明 書

(令和5年度消費者に対する食品表示制度セミナー開催業務)

本調達案件は、電子調達システム（政府電子調達（GEP  
S））の電子入札機能を利用した入開札手続きを取る。ま  
た、紙による入開札手続きを取ることも可能とする。

<https://www.geps.go.jp/>

消費者庁総務課

## 目次

1. 契約担当官等の氏名及びその所属する部局の名称並びに所在地
2. 競争入札に付する事項
3. 競争の方法
4. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
5. 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び入札説明書等を交付する場所
6. 入札説明会の日時及び場所
7. 入札に当たっての注意点
8. 郵便による入札書等の受領期限
9. 入札・開札執行の日時及び場所
10. 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
11. 入札保証金及び契約保証金
12. 入札及び開札
13. 入札の無効
14. 契約書作成の要否及び契約条項
15. 落札者の決定方法
16. 再度入札
17. その他
18. アンケート調査への御協力依頼
19. 問い合わせ先

別記様式	1	入札書
別記様式	2	委任状
別記様式	3	契約書(案)
別	紙	仕様書
別 添	1	適合証明書
別 添	2	暴力団排除に関する誓約事項
別 添	3	入札に関するアンケート

## 入札説明書

### 1. 契約担当官等の氏名及びその所属する部局の名称並びに所在地

- (1) 契約担当官等 支出負担行為担当官  
消費者庁総務課長 金澤 直樹
- (2) 所属する部局 消費者庁総務課
- (3) 所在地 〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1

### 2. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和5年度消費者に対する食品表示制度セミナー開催業務
- (2) 仕様等 別紙仕様書のとおり
- (3) 数量等 別紙仕様書のとおり
- (4) 履行場所 別紙仕様書のとおり
- (5) 履行期間 契約締結日～令和6年3月29日

### 3. 競争の方法

一般競争入札（最低価格落札方式）による。

### 4. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和04・05・06年度内閣府所管競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC又はDの等級を有している者であること。
- (4) 消費者庁における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 別紙仕様書に示された資格要件について適合すること。
- (6) 本案件に参加を希望する者は、本説明書7. 記載の適合証明書等を期限までに提出し、事前審査を受けること。

### 5. 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び入札説明書等を交付する場所（調達ポータルからダウンロードも可能）

6. 入札説明会の日時及び場所

令和5年5月30日（火）午後3時  
消費者庁入札室(中央合同庁舎第4号館7階)

7. 入札に当たっての注意点

入札に当たっては、適合証明書（別添1）に記載された要求書類及び本説明書12.（11）に記載された資格審査結果通知書の写しを、令和5年6月8日（木）正午までに消費者庁総務課管理室契約係に提出しなければならない。

なお、電子調達システム（政府電子調達（GEP S））の電子入札機能により資料等を提出する場合は、該当システムで定める適合証明書等の提出手続きにより、上記期限までに提出すること。

審査の結果は、令和5年6月14日（水）までに、適合証明書等を提出した全者に連絡する。なお、同証明書等の審査の結果、入札を認めない場合がある。

8. 郵便による入札書等の受領期限

令和5年6月19日（月） 正午  
（入札書等を郵送したときは、消費者庁総務課管理室契約係までその旨連絡すること）  
ただし、入札書を持参するときは開札の日時までとする。

9. 入札・開札執行の日時及び場所

令和5年6月19日（月） 午後3時  
消費者庁入札室（中央合同庁舎第4号館7階）

当日入札に参加する者は、午後2時55分までに消費者庁総務課管理室（中央合同庁舎第4号館7階703号室）に集合のこと。

また、電子調達システム（政府電子調達（GEP S））の電子入札機能による入札の場合には、上記の執行日時までに当該システムに定める手続きに従い、入札書を提出しなければならない。

通信状況により、執行時刻までに電子調達システム（政府電子調達（GEP S））に入札書が到着しない場合があるので、余裕を持って入札すること。

なお、システムの仕組み上、入札書を電子調達システム（政府電子調達（GE

P S) ) の電子入札機能を用いて提出する場合には、7. の適合証明書等もシステムを利用して提出しておく必要があるので、注意すること。適合証明書等の合否判定が終了しないとシステム上に入札書の登録ボタンが表示されないので、消費者庁から合格判定を受け取った後、システムに入札書を登録すること。（適合証明書等が多量の場合は、適合証明書等をいったん紙媒体で提出のうえ、適合証明書等の受領期限までに送り状（紙媒体で提出したことを記した書面（様式自由）を、システムを利用して提出することも可とする。）

#### 10. 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

#### 11. 入札保証金及び契約保証金

免除する。

#### 12. 入札及び開札

- (1) 入札参加者は、入札公告、本説明書及び契約条項を熟読のうえ、入札しなければならない。この場合において本説明書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

また、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））の電子入札機能による入札参加者は、電子入札・開札システム操作説明書を熟読の上、入札しなければならない。

ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (2) 入札参加者の入札金額は、総価をもって行い、契約履行に要する一切の諸経費を含むものとする。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札参加者は、入札書（別記様式1）を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により提出しなければならない。

ただし、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））の電子入札機能

により入札する場合は、当該システムにより、提出することとする。

- (5) 入札参加者は、入札書に次に掲げる事項を記載して、封印のうえ、公告に示した日時までに消費者庁総務課管理室契約係に提出しなければならない。
- ・ 入札金額（本説明書12.(2)及び(3)参照）
  - ・ 件名
  - ・ 入札者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）  
（代理人等をして入札させるときは、その代理人等の所属する法人名、代理人等の氏名。なお、本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先等も記入すること。ただし、代表者印等を押印する場合はこの限りではない。）
- (6) 書留郵便をもって入札書を提出する場合は、二重封筒とし表封筒に「入札書在中」の旨を朱書し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、支出負担行為担当官あてに親展により入札書の受領期限までに提出しなければならない。
- (7) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状（別記様式2）を提出しなければならない。
- (8) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に係る他の入札参加者の代理をすることができない。
- (9) 入札参加者は、提出した入札書を引換え変更又は取消しすることができない。
- (10) 入札参加者は、入札書の提出（電子調達システム（政府電子調達（GEP S））の電子入札機能により入札した場合を含む）をもって暴力団排除に関する誓約事項（別添2）に誓約したものとす。代理人をして入札した場合においても同様とする。
- (11) 入札参加者は、本説明書7.に記載された書類提出時に、資格審査結果通知書の写しを提出しなければならない。
- ただし、電子調達システム（政府電子調達（GEP S））の電子入札機能により入札する場合は、当該システムで定める申請・承認の手続きをすることでこれに代えることができる。
- (12) 開札は、入札参加者の立会いの下で行う。ただし、入札参加者で出席しない者があるときは、入札に関係のない職員を開札に立ち合わせる。
- また、電子調達システム（政府電子調達（GEP S））の電子入札機能による入札参加者の立会いは不要であるが、開札時刻には端末の前で待機するものとする。

### 13. 入札の無効

次の各号の一つに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 入札公告に示した入札参加に必要な資格のない者が提出した入札書
- (2) 委任状を提出しない代理人が提出した入札書
- (3) 本説明書12.(5)に掲げる事項の記載のない入札書
- (4) 金額を訂正した入札書、また、それ以外の訂正について訂正印のないもの
- (5) 誤字・脱字等により意思表示が不明確な入札書
- (6) 明らかに連合によると認められる入札書
- (7) 同一の入札について、2通以上提出された入札書
- (8) 本説明書12.(8)に違反した入札書
- (9) 入札公告に示した日時までに到着しない入札書
- (10) 入札公告により一般競争参加資格審査申請書及び指名を受けるための関係書類を提出した者が、競争に参加する者に必要な資格を有するものと認められること及び指名を受けることを条件に、あらかじめ入札書を提出した場合において、当該入札者に係る審査が開札日時までに終了しないとき又は入札資格を有すると認められなかったときの入札書

#### 14. 契約書作成の要否及び契約条項

- (1) 契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約条項は、契約書(案)(別記様式3)のとおりとする。
- (3) 契約金額は、入札書に記載された書面上の金額の100分の110に相当する金額とする。なお、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該金額を切り捨てた後に得られる金額をもって申込みがあったものとする。

#### 15. 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定については、本説明書7.の適合証明書等を提出し、審査を受けて入札参加を認められた入札者であって、予算決算及び会計令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 前号の場合において落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにシステムにおいて「電子くじ」を実施し落札者を決定する。
  - ①システムによる入札者又はその代理人等は、システムで入札書を提出する際に電子くじ番号(任意の3桁の数字)を入力する。



②紙による入札者又はその代理人等は、紙で入札書を提出する際に、電子くじ番号（任意の3桁の数字）を併せて記載すること。電子くじ番号の記載がない、又は記載が明確でない場合は、入札に関係のない職員が電子くじ番号を代わって決定する。

- (3) 落札者を決定したときは、入札参加者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭で通知する。また、電子調達システム（政府電子調達（GEP S））による入札参加者には開札結果通知書を送信する。

#### 16. 再度入札

- (1) 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札をするものとする。

なお、電子調達システム（政府電子調達（GEP S））においては、再入札通知書により再入札の時刻を示し、再入札を行うものとする。その時刻までに、当該システムによる入札参加者の入札書が届かない場合は、辞退の入札をしたことと見なすので注意すること。

- (2) 再度の入札をしても落札者がいないときは、入札をやめることがある。この場合、異議の申し立てはできない。

#### 17. その他

- (1) 最低入札価格が予定価格の10分の5を乗じて得た額を下回った場合は一旦落札決定を保留し、低入札価格に関する確認を実施のうえ落札者を決定する。
- (2) 確認の対象となる入札者は入札理由、入札価格の積算内訳、手持ち案件の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況についての資料提出及びヒアリング等に協力しなければならない。
- (3) 落札者は、落札後速やかに入札金額の内訳書（種類別の単価及び金額）を作成し、支出負担行為担当官あてに提出すること。
- (4) 入札参加業者名、入札金額については、電子調達システム（政府電子調達（GEP S））上で公表することとする。
- (5) 不明な点は下記19. に問い合わせることとし、電子調達システム（政府電子調達（GEP S））の質問回答機能は使用しないこと。
- (6) 入札参加者は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努

める。

※「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100449993.pdf>

#### 18. アンケート調査への御協力依頼

競争性が一層確保されるよう今後の参考とさせていただくため、入札説明書を取得し、入札に参加されなかった者を対象に入札に関するアンケート調査（別添3）の御協力を依頼するものです。より多くの方々に御協力を賜りたいと存じますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

#### 19. 問い合わせ先

- ・入札執行等について

消費者庁総務課管理室契約係

電話番号 03（3507）8800（代表） 内線2424

- ・仕様書等業務内容について

消費者庁食品表示企画課

担当：田中

電話番号 03（3507）9136（直通）

## 入 札 書

件名：令和5年度消費者に対する食品表示制度セミナー開催業務

入札金額 金 \_\_\_\_\_ 円也

入札公告及び入札説明書を承諾のうえ入札します。

令和 年 月 日

住 所  
会 社 名  
代 表 者 又 は  
代 理 人 等 氏 名

業 者 コ ー ド

支出負担行為担当官  
消費者庁総務課長 殿

- (注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4縦とする。  
2 金額は、算用数字（アラビア数字）で記入する。  
**3 代理人等が入札する場合は、上記氏名欄に当該代理人等の氏名を記入すること。**  
4 業者コード欄には資格審査結果通知書の10桁の業者コードを記入すること。

※任意の数字を記入すること

電子くじ番号（3桁）			
------------	--	--	--

	氏名	電話番号	メールアドレス
本件責任者			
本件担当者			

※上記を記入すること。ただし、代表者又は代理人等印を押印する場合は省略できる。

## 委任状

私は、 \_\_\_\_\_ を代理人と定め、下記の権限を委任します。

### 記

1. 令和5年度消費者に対する食品表示制度セミナー開催業務に係る入札及び見積に関する一切の件
2. 1の事項に係る復代理人を選任すること

令和 年 月 日

住 所  
会 社 名  
代 表 者 氏 名

支出負担行為担当官  
消費者庁総務課長 殿

	氏名	電話番号	メールアドレス
本件責任者			
本件担当者			

※上記を記入すること。ただし、代表者印及び代理人印を押印する場合は省略できる。

# 委任状

私は、 \_\_\_\_\_ を復代理人と定め、下記の権限を委任します。

## 記

- 令和5年度消費者に対する食品表示制度セミナー開催業務に係る入札及び見積に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所  
会 社 名  
代 理 人 氏 名

支出負担行為担当官  
消費者庁総務課長 殿

	氏名	電話番号	メールアドレス
本件責任者			
本件担当者			

※上記を記入すること。ただし、代理人印及び復代理人印を押印する場合は省略できる。

## 契 約 書 (案)

支出負担行為担当官消費者庁総務課長金澤直樹（以下「甲」という。）と〔団体名〕〇〇〇〔代表者〕〇〇〇（以下「乙」という。）との間に、下記条項により、令和5年度消費者に対する食品表示制度セミナー開催業務に係る請負契約（以下「本契約」という。）を締結する。

## 記

（契約の目的）

第1条 本契約の目的は次のとおりとする。

食品表示制度の消費者への普及・啓発活動を通じて、制度の認知及び理解の促進を図ることを目的とする。

（委託）

第2条 甲は、乙に対し、以下の内容で、令和5年度消費者に対する食品表示制度セミナー開催業務（以下「本件業務」という。）を委託し、乙はこれを受託した。

1. 本件業務の名称 令和5年度消費者に対する食品表示制度セミナー開催業務
2. 本件業務の内容 別紙仕様書のとおり
3. 契約代金額 金 円也  
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)
4. 契約期間 契約締結日から令和6年3月29日までとする。
5. 履行期限 別紙仕様書のとおり
6. 契約履行場所 別紙仕様書のとおり

（契約保証金）

第3条 会計法（昭和22年法律第35号。以下「法」という。）第29条の9に規定する契約保証金の納付は免除する。

（通知義務）

第4条 乙は、次の各号のいずれか一つに該当するときは、甲に対し、あらかじめその旨を書面により通知しなければならない。

- ①氏名、法人の名称又は商号の変更
- ②振込先指定口座の変更
- ③代表者の変更
- ④本店、主たる事業所の所在地又は住所の変更

（権利義務の譲渡）

第5条 乙は、本契約により生ずる権利義務の全部又は一部を甲の書面による事前の承諾を得ずに第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供させてはならない。

2 乙が本契約に基づく全ての給付を完了する前に、乙が、本契約により生ずる債権を譲受人（以下「丙」という。）に対して譲渡するにあたり、甲が、民法（明治29年法律第89号）第467条第1項若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する承諾をする場合にあっては、甲は次の各号に掲げる事由その他乙に対して対抗することができた事由について異議をとどめるものとする。

(1) 甲は、乙に対して有する請求債権と譲渡対象債権とを対当額で相殺する権利を留保する。

(2) 丙は、譲渡対象債権の全部又は一部を甲の書面による事前の承諾を得ずに第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供させてはならないこと。

(3) 債権譲渡後に甲及び乙の協議のみにより、納品先の変更、契約金額の変更その他本契約の内容の変更を行う場合、丙は異議を申し立てないものとし、本契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、専ら乙と丙の間において解決されなければならないこと。

3 乙が丙に対して債権の譲渡を行った場合において、甲の契約代金の支払の効力は、官署支出官消費者庁総務課長（以下「支出官」という。）が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

（再委託等の制限）

第6条 乙は、本件業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない（以下「再委託」という。）。ただし、業務の根幹に関わらない印刷製本費、リース料、翻訳料、会場借料などの軽微な再委託は、承認を要しない（個人情報を取り扱う業務を除く。）ものとする。

2 甲の指定する方法により事前の承認を受けた場合に限り、乙は第三者（以下「再委託先」という。）に対して本件業務を再委託することができる。

3 再委託先が、更に第三者（以下「再々委託先」という。）に対して、本件業務の全部又は一部を委任し又は請け負わせる必要が生じた場合（以下「再々委託」という。）、乙又は再委託先は、再々委託先の氏名又は名称、住所及び再々委託先の業務範囲等について、甲の指定する方法により報告して甲の事前の承認を受けなければならない。

4 再委託又は再々委託の業務内容を変更する必要が生じた場合も前二項と同様とする。

5 第2項及び第3項の規定により甲が承認した場合には、乙は、本件業務に関して乙が甲に対して負う義務を再委託先及び再々委託先にも遵守させる責を負うものとし、再委託先及び再々委託先の行為は乙の行為とみなし、乙はその責任を負うものとする。

（相殺）

第7条 甲は、本契約その他の契約等に基づき、乙、再委託先又は再々委託先（以下「乙等」という。）に対して負担する債務と、本契約その他の契約等に基づき甲が乙等に対して有する債権とを、その債権債務の期限如何を問わず、いつでもこれを対当額において相殺できる。

（監督）

第8条 乙等は、本件業務の履行の状況に関して、甲からの請求があったときには、直ちに、甲の指定する事項について甲の指定する方法により報告しなければならない。

2 甲は、本契約の適正な履行を確保するため法第29条の11第1項の規定に基づき甲又は甲の指定する職員（以下「監督職員」という。）をもって乙等に対する監督を行い又は必要な指示をすることができるものとする。

3 乙等は、前項の監督又は指示に従わなければならない。

4 監督職員は、乙等の事務所又は営業所等に立ち入り、本件業務の品質等を維持するために必要な事項につき検査することができる。

5 前項により、監督職員が改善の必要性を認識し、乙等に対して改善を要求した事項については、乙等は、直ちにその要求に従わなければならない。

（検査）

第9条 乙等は、本件業務の終了に当たりその旨を甲に報告し、法第29条の11第2項の規定に基づき甲又は甲の指定した職員（以下「検査職員」という。）による検査（立入検査等を含む。）

を受けなければならない。

2 検査職員は、前項の報告を受けたときは、その日から10日以内に検査をしなければならない。

3 第1項の規定による検査の結果不合格となったものが生じた場合には、乙等は、検査職員の指定した期限までに補修、交換等の措置を講じ、再検査を受けなければならない。

4 第1項及び第3項の検査に要する費用は、乙等の負担とする。

(検査結果の通知)

第10条 甲は、前条の規定による検査が終了したものと判断したときは、速やかに乙にその旨を通知する。

(契約代金の支払時期及び支払方法)

第11条 乙は、前条による通知を受けたときは、仕様書で定める精算を必要とする費目について、精算書類(領収書等)を添付して、速やかに、甲に提出し、甲の確認を求めなければならない。

2 甲は、第1項の規定による精算書類の提出があった場合には、これを速やかに検査の上、契約金額の範囲内において業務終了後に契約金額を精算することにより、支払金額を確定し、これを乙に通知しなければならない。

3 乙は、第9条の検査に合格し、前項に基づく通知を受けたときは、請求書により支出官に対して代金を請求するものとする。

4 支出官は、前項の規定による適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に当該代金を支払わなければならない。

5 支出官は、乙に対し、当該代金を乙の指定する振込口座に振り込んで支払う。

(支払遅延利息)

第12条 支出官は、前条第4項の規定による期間内に当該代金の支払いが完了しない場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)の定めるところにより計算された金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。

(業務の遅延)

第13条 乙は、甲の指定する履行期限内に業務を終了することができないと認められるときは、速やかに甲に対し、遅滞の理由及び終了見込日を明らかにした書面を提出し、甲の指示を受けるものとする。

2 甲は、前項の規定による書面の提出があったとき、審査の結果、履行期限後に終了する見込みがあると認めるときは、遅延賠償金を徴収することとして履行期限延長を認めることができるものとする。ただし、遅延の理由が天災地変等やむを得ない場合には、乙はその理由を付して遅延賠償金の免除を申し出ることができる。

3 前項に規定する遅延賠償金は、契約履行未済金額に年利3.00%を乗じて得た金額とする。

(解除)

第14条 乙等が以下の各号のいずれかに該当した場合又は不正行為(第15条に規定する不正行為を除く。)があったときは、甲は、乙から契約金額の100分の10を違約金として徴収して、催告及び自己の債務の履行を提供しないで直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、この場合でも違約金は損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

①本契約(仕様書の事項を含む。)の一つにでも違反したとき

②監督官庁から営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消し等の処分を受けたとき



- ③差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続が開始されたとき
- ④破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続開始決定等の申立てがなされたとき
- ⑤自ら振り出し又は引き受けた手形若しくは小切手が1回でも不渡りとなったとき、又は支払停止状態に至ったとき
- ⑥合併による消滅、資本の減少、営業の廃止・変更又は解散決議がなされたとき
- ⑦災害、労働争議等、本契約の履行を困難にする事項が生じたとき
- ⑧その他資産、信用又は支払能力に重大な変更が生じたとき
- ⑨甲に対する詐術その他の背信的行為があったとき  
(談合等の不正行為)

第15条 談合等の不正行為に関する契約条項については、「談合等の不正行為に関する特約条項」(別添1)を遵守するものとする。

(違約金に関する遅延利息)

第16条 乙が第14条の規定に基づく違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.00%の割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

(損害賠償責任)

第17条 乙は、解除、解約又は本契約(仕様書の事項を含む。)に違反することにより、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(危険負担)

第18条 第10条に規定する検査通知がなされる以前に、甲の責めに帰さない事由により、成果物その他本契約の対象物に生じた滅失、毀損及び価値減少等の損害は、全て乙の負担とする。

(契約不適合)

第19条 甲は、乙に対し、成果物が本契約の内容に適合しないものであるとき(ただし、甲が本契約の内容に適合しないことを本契約締結前に認識している場合を除く)は、成果物の修補による履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、甲が、相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期限内に履行の追完がないときは、甲はその不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

3 第1項に規定する場合において、甲は、損害賠償の請求又は本契約の解除をすることができる。

(守秘義務)

第20条 乙等又はそれらの使用人は、本契約期間中はもとより終了後も、本契約に基づき甲から開示された情報その他本件業務の履行上知り得た情報を他に漏らし又は他の目的に利用してはならない。

2 前項の守秘義務は、以下のいずれかに該当する場合には適用しない。

- ①公知の事実又は当事者の責めに帰すべき事由によらずして公知となった事実
- ②第三者から適法に取得した事実
- ③開示の時点で保有していた事実
- ④法令、政府機関、裁判所の命令により開示が義務付けられた事実

(個人情報の取扱い)

第21条 本契約履行上知り得た個人情報の取扱いについては、仕様書添付の「個人情報取扱特記事項」によるものとする。

(知的財産権の取扱い)

第22条 乙は、本契約に基づく業務遂行の過程で行われた発明、創作、考案等又は作成されたプログラムその他の成果物その他本契約の対象物によって生じた特許権、実用新案権、意匠権、著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)、その他の知的財産権等の権利一切を消費者庁に譲渡する。また、乙は著作者人格権を一切行使しないものとし、第三者に対して行使させないものとする。

(解約)

第23条 甲は、本契約有効期間中といえども、1か月前までに書面をもって乙に対して通知することにより、本契約を解約することができる。

(契約終了後の処理)

第24条 乙等は、本契約が終了した場合、本契約に基づいて甲から提供された文書、データ類及びこれらが記録された電子媒体等を、速やかに甲の指示に基づき返還ないし破棄または利用不可能な状態とするものとし、返還ないし破棄又は利用不可能な状態とした内容について甲の指定する方法により甲に報告する。

(第三者に対する損害)

第25条 乙等が、本契約の履行上、乙等の責めに帰すべき事由により、第三者に損害を与えた場合は、乙等は自らの費用及び責任において損害を賠償し、甲には何ら迷惑又は損害を及ぼさないものとする。ただし、その処理については、甲及び乙等の協議の上行うものとする。

2 乙等は、本契約の終了後においても、前項に定める賠償責任を免れることはできないものとする。

(反社会的勢力排除)

第26条 反社会的勢力排除に関する契約条項については、「反社会的勢力排除に関する条項」(別添2)を遵守するものとする。

(紛争の解決)

第27条 本契約に疑義が生じたとき又は本契約書に明記していない事項については、その都度甲乙誠実に協議の上決定するものとする。

(管轄裁判所)

第28条 本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

(補則)

この契約を締結する証として本契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲 東京都千代田区霞が関3-1-1  
支出負担行為担当官  
消費者庁総務課長  
金 澤 直 樹

乙 住所  
団体名  
代表者職名  
氏 名

再委託承認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
消費者庁総務課長 宛て

住所  
受託業者名  
代表者名

「令和5年度消費者に対する食品表示制度セミナー開催業務」に係る業務の一部を他の事業者へ委託したいので、以下のとおり申請します。

記

委託先名	住所 氏名又は名称 代表者名
委託する必要性	
委託先の業務内容	

委託先が 取り扱う情報	
委託先における安全 性及び信頼性を確保 する対策並びに委託 者に対する管理及び 監督の方法	(必要があれば、別紙により補足すること)
委託金額	

## 別添1

### 談合等の不正行為に関する特約条項

(談合等の不正行為に係る解除)

第1条 甲は、本契約に関して、乙等が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙等又は乙等の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙等又は乙等の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項、90条1号若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙等の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)

2 乙は、本契約に関して、乙等又は乙等の代理人が独占禁止法第7条の4第7項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第2条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙等又は乙等の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙等又は乙等の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙等又は乙等の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙等又は乙等の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項

の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙等又は乙等の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (2) 前項3号の規定する刑の確定において、乙等が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙等が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前二項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第3条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.00パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

## 反社会的勢力排除に関する条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙等が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成（以下総称して「反社会的勢力」という）であるとき
- (2) 役員等が、反社会的勢力の経営に実質的に関与していると認められるとき
- (3) 役員等が、反社会的勢力を利用していると認められるとき
- (4) 役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的にその維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき
- (5) 役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙等が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害し、信用又は名誉を毀損する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前二条各号のいずれかに該当しうる者（以下「解除対象者」という。）を再委託先及び再々委託先（以下「再委託先等」という。）としないこと並びに解除対象者を乙等が本契約に付随して個別に契約する場合の相手方としないことを確約する。

(再委託契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再委託先等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再委託先等との契約を解除し、又は再委託先等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が、再委託先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再委託先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再委託先等との契約を解除せず、若しくは再委託先等に対し契約を解除させるための措置を講じな



いときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 甲は、第1条、第2条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償又は補償することを要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 甲は、第1条、第2条又は前条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。一部解除の場合は、解除部分に相当する金額)の10%の金額を乙から違約金として徴収するものとする。

4 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再委託先等が、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は再委託先等にこれを拒否させ、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

## 仕様書

### 1. 件名

令和5年度消費者に対する食品表示制度セミナー開催業務

### 2. 経緯

食品表示は食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に関して重要な役割を果たしていることから、その活用をより一層推進するため、消費者に対する普及・啓発を行うことが必要である。さらに、食品表示制度については頻繁に改正が行われており、消費者に対して制度の適切な普及・啓発を行うよう消費者委員会の答申書等でも求められているところ。

また、毎年度行っている食品表示に関する消費者意向調査では、消費者の食品表示制度に対する認知・理解状況が高いとは言えない状況にある。

### 3. 目的

本事業は、食品表示制度の消費者への普及・啓発活動を通じて、制度の認知及び理解の促進を図る。

### 4. 事業内容

#### (1) 食品表示制度セミナーの開催

食品表示制度について、消費者（実際に食品を購入する頻度が高い主婦層（消費者団体の会員等））を対象としたセミナーを全国10か所程度で開催し、普及啓発を図る。

なお、セミナー開催に関する詳細については、以下のとおり。

ア セミナーの開催地は、地域に偏りがないように選定すること。

イ セミナーは、1回当たり120分程度、1会場当たり50名程度とし、食品表示制度に関する講義（原則として食品表示制度全般、加工食品の原料原産地表示制度、遺伝子組換え表示制度、添加物表示制度及び健康や栄養に関する表示制度から選択した少なくとも2テーマを各20分程度）、質疑応答及び講義に関するアンケート等を行うこと。

ウ 会場手配（場所の選定、確保等）及び参加者の募集の業務は、実際に食品を購入する頻度が高い主婦層（消費者団体の会員等）を効果的に参加募集することができ、かつ、全国に加盟団体等を抱える全国女性団体連絡協議会の協力を得ることとし、協力に対する諸経費については、契約金額の範囲内で全国女性団体連絡協議会と協議し、支払うこと。

エ 会場設営等を行うこと。また、セミナー実施後は、原状回復を行うこと。

オ 講義の講師は消費者庁職員が行うこと。

カ 講義風景を写真等で記録すること。

キ 質疑応答の記録等を作成すること。

ク カ及びキを記録した報告書を会場ごとに作成すること。

ケ セミナーの開催に当たっては、会場で対面にて実施することを基本とする。ただし、必要に応じて本事業の効果的な実施のため、Web 会議システムの併用等も検討すること。

## (2) 食品表示制度セミナー資料の作成

上記(1)セミナーで使用するための以下の資料を消費者庁職員と協議して作成及び準備する。

ア 食品表示制度全般、加工食品の原料原産地表示制度、遺伝子組換え表示制度、添加物表示制度及び健康や栄養に関する表示制度の講義に使用する投影及び配布資料（各 A 4 カラー表紙含め 10 ページ程度で約 500 部を準備）

イ 食品表示制度セミナーに対するアンケート用紙（4 ページ程度で約 500 部を準備）

ウ 消費者庁から提供する消費者庁作成「知っておきたい食品の表示」や「全ての加工食品の原材料の産地が表示されます！」などのパンフレット一式（約 500 部を準備）

## 5. 契約期間

契約締結日～令和 6 年 3 月 29 日（金）

## 6. 成果物

(1) 上記 4 (1) 講義風景の写真及びセミナーでの質疑応答の記録等に係る電子データ並びに回答が得られたアンケート用紙及びアンケート集計結果の電子データ

(2) 上記 4 (2) ア及びイで作成したセミナー資料に係る電子データ

上記(1)及び(2)の成果物については、電子版・CD-R 又は DVD-R（(1)のアンケート用紙にあつては紙媒体も併せて提出）を 1 部提出することとする。

なお、電子版にあつては、消費者庁において編集可能な形式（Microsoft office 2016 等）とする。

## 7. 納入期限

令和6年3月29日（金）までに納入すること。

## 8. 納入場所と連絡先

消費者庁食品表示企画課（03-3507-9136）

住所：〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1

## 9. 連絡調整

(1) 本事業の実施に当たっては、消費者庁食品表示企画課担当職員（以下、「監督職員等」という。）と連絡を密に取ることとし、最低でも2週間に1回は本事業の進捗状況について定期的に報告を行うこと。

(2) 本仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員等に連絡し、その指示に従うこと。

(3) 監督職員等

①監督職員 消費者庁食品表示企画課 係長 田中 健

②検査職員 消費者庁食品表示企画課 課長補佐 山口 昌彦

## 10. 入札参加条件

本事業の実施に必要な知見及び類型業務（同規模のセミナー等運営）の経験を有する者を確保し、本事業を円滑に行うために十分な体制をとることができること。

## 11. 事業実施上の条件及び留意点

(1) 上記4（1）及び（2）の事業の実施に当たっては、協力を得る全国女性団体連絡協議会と十分に協議しながら進めること。なお、食品表示制度セミナーの開催に当たっては、全国女性団体連絡協議会から協力を得る業務（会場手配（場所の選定、確保等）及び参加者の募集の業務）以外の業務（セミナーの運営、質疑応答の記録等）は、受注者が責任を持って行うとともに、セミナーの円滑な実施に必要な人員を確保すること。

(2) 本事業に係る経費は、全て受注者が負担すること。なお、会場費の積算は33万円（税込価格）を計上することとし、契約金額（33万円）の範囲内で精算する。そのため、会場費については領収書、振込み明細書等、受注者による実際の支出金額が確認できる書類を提出すること。

(3) 本事業の実施に当たっては、監督職員等と十分に協議しながら進めるとともに、疑義が生じた場合には速やかに消費者庁と協議すること。なお、不測

の事態等が生じた場合には、遅滞なくその旨を監督職員等に連絡し、その指示を受けること。

- (4) 本事業の実施上知りえた秘密は、他に漏らさないこと。
- (5) 本事業の結果データについては、本事業の目的以外に使用しないこと。
- (6) 本事業の結果データ等の使用・保存・処分等に当たっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、監督職員等の指示に従うこと。
- (7) 納入した成果物に契約不適合が発見された場合には、消費者庁と協議のうえ、1年以内に修補すること。
- (8) 受注者は、本事業により知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報の取扱いに関する特記事項（別紙1参照）を遵守し、その取扱いに関し、十分に注意すること。
- (9) 本事業に基づく業務遂行の過程によって生じた特許権、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）、その他の知的財産権等は受注者から消費者庁に無償で譲渡すること。また、受注者は著作者人格権を行使しないものとする。
- (10) 本事業の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第9条第1項に基づく「消費者庁における障害を理由とする差別の推進に関する対応要領（別紙2参照）」（平成27年12月10日消費者庁訓令第38号）第3条に規定する合理的配慮について留意すること。
- (11) 上記4（1）の講義の講師については、消費者庁職員が行うことから謝金等は要せず、講師の交通費についても、消費者庁の負担とする。

## 個人情報取扱特記事項

### （個人情報保護の基本原則）

- 1 受注者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### （適正な安全管理）

- 2 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また、個人情報の漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を講じなければならない。

### （安全管理の確認）

- 3 発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認する。また、発注者は必要と認めるとき、受注者に対し個人情報の取扱状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所において当該取扱状況を検査することができる。

発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における責任者及び業務従事者の管理体制、実施体制及び個人情報の管理の状況その他の必要な事項について、少なくとも年 1 回以上、実地検査又はそれに代わる措置により確認する。

### （改善の指示）

- 4 発注者は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、受注者において個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めるときは、受注者に対し、その理由を書面により通知し、安全管理措置の改善を要請することができる。

受注者は、前項の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について、発注者と協議しなければならない。

### （業務従事者の監督）

- 5 受注者は、直接的であるか間接的であるかを問わず、受注者の指揮監督を受けてこの契約による業務に従事している者（以下「業務従事者」という。）に対し、その業務に関して知り得た個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、この契約の目的以外の目的のための利用を禁止しなければならない。

受注者は、本件業務の遂行上、実際に個人情報を取り扱う業務従事者の範囲を限定し、当該業務従事者に対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

受注者は、退職する業務従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任中又は在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講じなければならない。

### （業務従事者への周知）

- 6 受注者は、業務従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護の徹底について周知しなければならない。

#### **(再委託の禁止等)**

- 7 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取扱い業務を再委託してはならない（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）。また、再委託する場合にあつては、受注者は、適切な管理を行う能力を有する者を再委託先として選定しなければならず、再委託先との契約書に秘密保持等の必要事項を明記するほか、前記3に定める実地監査を行うなど、再委託先への必要かつ適切な監督を行わなければならない。再委託先が再々委託を行う場合も同様とする。

#### **(収集の制限)**

- 8 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### **(目的外利用及び提供等の禁止)**

- 9 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に開示、提供又は漏えいしてはならない。

#### **(複写、複製の禁止)**

- 10 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

#### **(廃棄等)**

- 11 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、発注者から指示があつたとき又は保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）をしなければならない。なお、受注者がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等をした場合には、発注者に対し、速やかにその旨を証明できる写真等を添付した上で書面で報告しなければならない。

#### **(事故発生時における報告)**

- 12 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### **(違反した場合の措置)**

- 13 発注者は、受注者がこの特記事項に違反した場合は、契約の解除、損害賠償の支払いその他必要な措置を求めることができる。

## 消費者庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

〔平成27年12月10日〕  
消費者庁訓令第38号  
最終改正 令和2年3月30日

## (目的)

第1条 この要領（以下「対応要領」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定。）に即して、法第7条に規定する事項に関し、消費者庁職員（非常勤職員を含む。以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

## (不当な差別的取扱いの禁止)

第2条 職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害をいう。以下同じ。）を理由として、障害者（障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。以下同じ。）でない者と比べ不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、職員は、別紙に定める事項に留意するものとする。

なお、別紙中「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する（次条において同じ。）。

## (合理的配慮の提供)

第3条 職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。これに当たり、職員は、別紙に定める事項に留意するものとする。

## (監督者の責務)

第4条 職員のうち課長相当職以上の地位にある者（以下「監督者」という。）は、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項に留意して障害者に対する不当な差別的取扱いが行われないよう注意し、また、障害者に対して合理的配慮の提供がなされるよう環境の整備を図らなければならない。

- 一 日常の執務を通じた指導により、障害を理由とする差別の解消に関し、その監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
- 二 障害者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。



- 三 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。
- 2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(懲戒処分等)

第5条 職員が、障害者に対し不当な差別的取扱いをし、又は過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮の提供を行わなかった場合、その態様等によっては、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合に該当し、懲戒処分等が行われることがある。

(相談体制の整備)

第6条 消費者庁に、その職員による障害を理由とする差別に関する障害者又はその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するための相談窓口として、次の各号に掲げる者を充てる。

- 一 総務課長
  - 二 総務課課長補佐（職員の分限及び懲戒を担当する者）
  - 三 総務課人事企画室人事企画係長
  - 四 障害者である職員又は障害に関する専門知識を有する職員であって、総務課長が指名するもの
- 2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファクシミリ、電子メールに加え、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。
- 3 第1項の相談窓口寄せられた相談等の情報は、当該相談の処理の後に総務課人事企画室人事企画係に集約し、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用することとする。
- 4 第1項の相談窓口は、充実を図るよう積極的に努めるものとする。

(研修・啓発)

第7条 総務課人事企画室人事企画係は、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修・啓発を行うものとする。

- 2 新たに職員となった者に対しては、障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるために、また、新たに監督者となった職員に対しては、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるために、それぞれ、研修を実施するものとする。
- 3 前項の内容、回数等の研修の詳細は、総務課長が定めるものとする。
- 4 職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するために必要なマニュアルの配付等により、意識の啓発を図るものとする。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和 2 年消費者庁訓令第 8 号）

この訓令は、消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令の施行の日（令和 2 年 4 月 1 日）から施行する。

## 別紙

消費者庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係る留意事項

### 第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。

ただし、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、問題となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より、障害者を不利に扱うことである点に留意する必要がある。

### 第2 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないといえる場合である。消費者庁においては、正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生防止等）及び消費者庁の事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが望ましい。なお、理解を得られない場合は、相談窓口を通じて調整を図るものとする。

### 第3 不当な差別的取扱いの具体例

不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は以下のとおりである。なお、第2で示したとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなる。また、以下に記載されている具体例については、正当な理由が存在しないことを前提としていること、さらに、それらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

（不当な差別的取扱いに当たり得る具体例）

- 障害があることを理由に窓口対応を拒否する。
- 障害があることを理由に対応の順序を劣後させる。
- 障害があることを理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。
- 障害があることを理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。
- 事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害があることを理由に、来庁の際に付添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、付添い者の同行を拒んだりする。

#### 第4 合理的配慮の基本的な考え方

- 1 障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。合理的配慮は、消費者庁の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務又は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

- 2 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「第5 過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮とは別に、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。

- 3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を

必要としている状況にあることを、言語のほか、拡大文字、手話、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（言語通訳・手話通訳・要約筆記者・盲ろう通訳等を介するもの）により伝えられる。

また、障害者からの意思表示のみでなく、知的障害や精神障害（発達障害を含む。）等により本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、介助者等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働き掛けるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

- 4 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。
- 5 消費者庁がその事務又は事業の一環として実施する業務を事業者に委託等する場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めることが望ましい。

## 第5 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが望ましい。なお、理解を得られない場合は、相談窓口を通じて調整を図ることとする。

○事務又は事業への影響の程度（事務又は事業の目的、内容、機能を損なうか否か）

○実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約の有無又はその程度）

○費用・負担の程度

## 第6 合理的配慮の具体例

第4で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであるが、具体例としては、次のようなものがある。

なお、記載した具体例については、第5で示した過重な負担が存在しないことを前提としていること、また、これらはいくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

(合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例)

- 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする。
- 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の位置を分かりやすく伝える。
- 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする。
- 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする。
- 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申出があった際、別室の確保が困難であったことから、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時の休憩スペースを設ける。
- 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。
- 災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害者に対し、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し、誘導する。

(合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例)

- 筆談、読み上げ、要約筆記、拡大文字などのコミュニケーション手段を用いる。
- 会議資料等について、拡大文字等で作成する際に、各々の媒体間でページ番号等が異なり得ることに留意して使用する。
- 視覚障害のある委員に会議資料等を事前送付する際、読み上げソフトに対応できるように電子データ（テキスト形式）で提供する。
- 意思疎通が不得意な障害者に対し、図解した資料等を活用して意思を確認する。なお、意思疎通が不得意な障害者に対しては、通常より説明・承諾に時間が掛かることを承知しておく。
- 駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。
- 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、分かりやすい記述で伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮を行う。
- 比喩表現等が苦手な障害者に対し、直喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに説明する。
- 知的障害者から申出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。
- 会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚障害者、聴覚障害者等、障害者に対し、その特性に応じ、ゆっくり、丁寧な進行を心掛けるなど配慮を行う。

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

- 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続順を入れ替える。

- 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。
- スクリーンや板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。
- 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。
- 敷地内の駐車場等において、障害者の来庁が多数見込まれる場合、通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更する。
- 入館時にＩＣカードゲートを通過することが困難な場合、別ルートからの入館を認める。
- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張により、不随意の発声等がある場合、当該障害者に説明の上、施設の状況に応じて別室を準備する。
- 非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害のある委員の理解を援助する者の同席を認める。

別 添 1

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

消費者庁総務課長 金澤 直樹 あて

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

適合証明書

令和5年度消費者に対する食品表示制度セミナー開催業務について、仕様書の要求要件に適合し、別紙のとおり参加条件を満たすことを証明いたします。



No.	要 求 事 項	要 求 書 類
1	本事業の実施に必要な知見及び類型業務（同規模のセミナー等運営）の経験を有する者を確保し、本事業を円滑に行うために十分な体制をとることができること。	要求事項を満たすことを確認できる書類（様式任意）

（担当者）

- ① 所属・役職
- ② 担当者氏名
- ③ 電話番号
- ④ メールアドレス

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職（庁）の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報を警察に提供することについて同意します。

## 記

- 1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。
  - (1) 契約の相手方として不適当な者
    - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
    - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
    - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
    - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
    - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
  - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
    - ア 暴力的な要求行為を行う者
    - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
    - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
    - エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
    - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。
- 3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締

結する場合の当該契約の相手方をいう。)が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

## 入札に関するアンケート調査への御協力依頼

消費者庁総務課

消費者庁における契約事務につきまして、日頃より御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

消費者庁では、今後、より多くの方が入札に参加していただけるよう、競争性の一層の確保に努めようと考えております。

つきましては、今般、貴社がお取り寄せいただいた入札説明書等の案件につき、万が一、応札・応募いただけなかった場合、その理由について別紙のアンケート調査に御協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、本アンケート調査へいただきました御回答については、いかなる利益又は不利益も生じませんので、忌憚の無い御意見（別葉可）を頂戴したいと思います。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

### 【御回答方法】

- ① WEB…消費者庁HP内の入札に関するアンケート調査フォームより  
ご回答ください。(https://www.caa.go.jp/notice/procurement/)
- ② 持参…消費者庁総務課管理室契約係に直接御提出ください。

### 【アンケート調査についての問い合わせ先】

消費者庁総務課管理室契約係

03-3507-9249（内線2424）

消費者庁総務課管理室契約係 あて

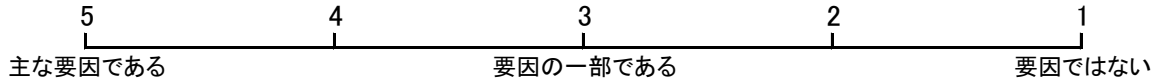
質問内容

- 応札・応募いただけなかった理由について想定した設問となっております。該当する項目について、その度合いにより、5～1のいずれかを○で囲んでください。
- 「その他」欄には、理由、ご意見等を自由にご記入願います。

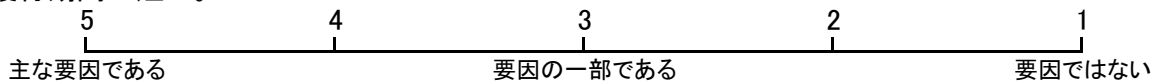
入札件名：令和5年度消費者に対する食品表示制度セミナー開催業務

(1) 応札・応募要件について

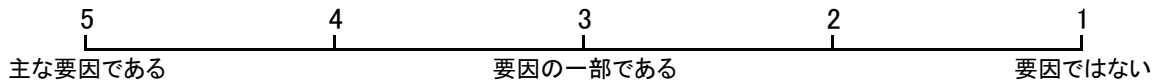
① 応札のための準備期間が短い。



② 履行期間が短い。



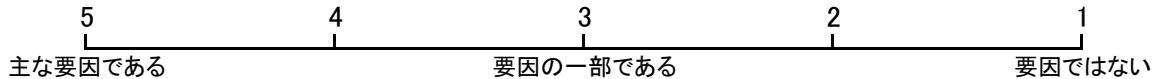
③ 企画提案型の場合、提出書類が多い。



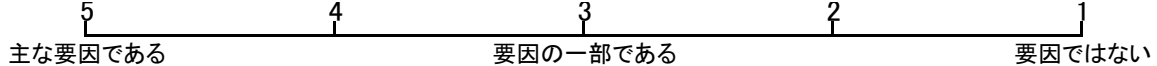
④ その他(応札・応募要件について)

(2) 仕様書等について

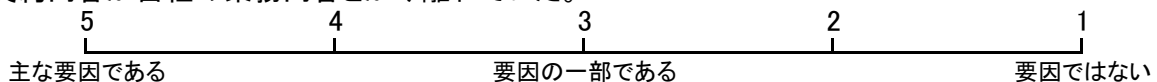
① 業務の内容が仕様書等から理解できなかった。



② 仕様内容、履行内容について説明会が必要である。



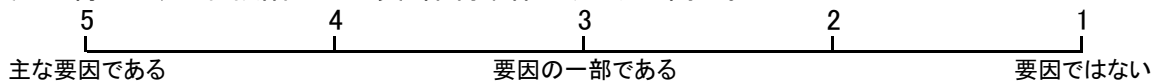
③ 契約内容が自社の業務内容とかけ離れていた。



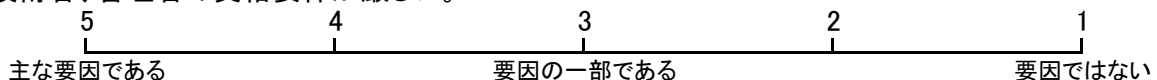
④ その他(仕様書等について)

(3) 契約条件について

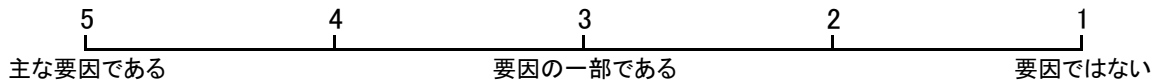
① 受注に際して、応札段階での人員・体制確保にリスクが高い。



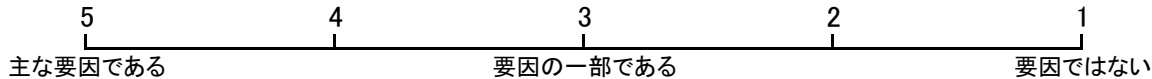
② 技術者、管理者の資格要件が厳しい。



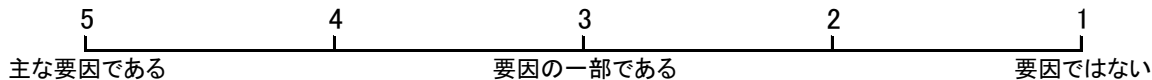
③同種事業の実績要件(過去の受注実績等)が厳しい。



④事業全体を一括で受注をしなければならぬため、受注困難。



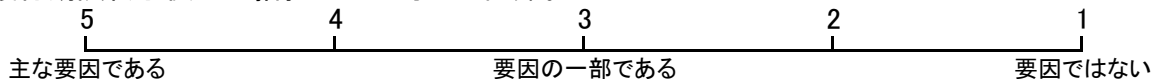
⑤再委託に係る要件が厳しい。



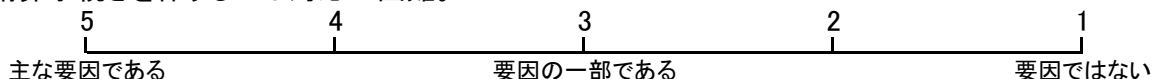
⑥その他(契約条件について)

(4)支払条件について

①履行期限終了後の一括払いでは対応が困難。



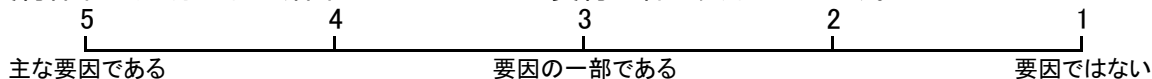
②精算手続きを伴うものは対応が困難。



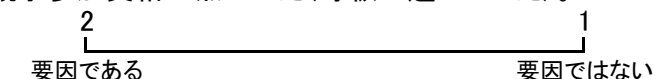
③その他(支払条件について)

(5)その他の事項

①契約件名が適切でない(件名によるイメージと契約内容が異なっていた)。



②競争参加資格が無かった(等級が違っていた)。



③その他(入札に関する改善要望などのご意見を記入ください)

差し支えなければご記入ください。

事業者名、ご担当者名

電話番号